

令和元年 第12回

仙北市農業委員会総会議事録

令和元年10月4日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和元年10月4日(金)午前9時～

2. 開催場所 仙北市西木総合開発センター「集会室」

3. 出席委員 (16人)

1番 佐藤 孝典	2番 佐藤 和
3番 青柳 良信	5番 門脇 博美
6番 小玉 均	7番 佐藤 一也
8番 齋藤 瑠璃子	9番 千葉 智永
10番 高橋 政敏	11番 小田嶋 比左子
12番 鈴木 八寿男	13番 大石 知
14番 草 彌 良孝	15番 眞崎 純孝
16番 藤村 紀章	17番 藤村 隆清

4. 欠席委員 (1名)

4番 荒木田 浩生

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等に関する取得)の規定による届出について

(2) 農地の転用事実に関する回答書について

2. 議 事

(1) 議案第34号

農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第35号

農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第36号

農地転用事業計画変更（事業期間延長）承認申請について

(4) 議案第37号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(5) 議案第38号

仙北市空き家に付属した農地の指定解除申請について

(6) その他

議 長

ただ今から令和元年第12回仙北市農業委員会総会を開会いたします。
本日の総会への出席委員は16名。欠席委員は1名です。よって、本総会
は定足数に達しております。

議 長

次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいで
しょうか。

議 長

『異議なし』の声

議 長

それでは議事録署名員に15番眞崎委員、16番藤村委員兩名を指名し
ます。会議書記には伊藤主事を指名します。

議 長

本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従
い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長

異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

浅利局長

《会務諸報告の朗読及び説明》（9時5分）

議 長

ありがとうございました。それでは日程5、報告に入りたいと思います。
事務局よりお願いします。

浅利局長

報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、令
和元年9月6日から令和元年10月3日まで4件の届出を受理したのち
通知しております。報告1は以上です。（9時6分）

檜尾補佐

報告2、農地の転用事実に関する照会書が5件あり、会務報告でご報告
しましたとおり、担当農業委員・農地利用最適化推進委員により現地確認
を行っております。整理番号1番、申請人は角館町〇〇地区の〇〇さんで
す。照会地番は角館町〇〇地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、変更後の地
目につきましては宅地。昭和〇〇年月日不詳より宅地として利用しており
ます。整理番号2番、申請人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。照会地番

第6 閉 会

6. 事務局職員

局 長 浅 利 喜 一 郎 局長補佐 檜 尾 健

主 事 伊 藤 大 地

7. 書 記

主 事 伊 藤 大 地

8. 議事録署名員

15番 眞 崎 純 孝 16番 藤 村 紀 章

9. 会議の概要

檜尾補佐 は西木町〇〇地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、変更後の地目につきましては原野。平成〇〇年月日不詳から原野として利用しております。次に整理番号3、4、5番につきましては、隣接地であり一括で説明致します。申請人は被相続人〇〇、相続人〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。照会地番は西木町〇〇地区、田合計〇〇筆、合計面積〇〇㎡、変更後の地目につきましては、雑種地。いずれも昭和〇〇年月日不詳から雑種地として利用しております。この5件の照会につきましては、現地確認後、法務局への回答を行っております。

議長 それでは議事に入ります。議案第34号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

伊藤主事 議案第34号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、内容を説明致します。整理番号1番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。3条無償移転の贈与の案件となります。利用目的は田、申請事由につきましては、相手方の要望、経営規模の拡大となります。

整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区。登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は角館町〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。3条賃貸借の新規案件となります。利用目的は田、申請事由は離農のため、経営規模の拡大となります。期間につきましては〇〇年間、賃借料は10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号3番以降につきましては、更新案件となりますので説明は割愛

伊藤主事 させていただきますが、備考欄に前回契約内容を記載しておりますので、参考にしてください。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番につきましては、8番齋藤委員よりお願いします。

8番齋藤 《3条調書に基づく、現地確認報告》

議長 次に整理番号2番につきましては、6番小玉委員よりお願いします。

6番小玉 《3条調書に基づく、現地確認報告》

議長 整理番号3番以降につきましては、更新案件となりますので、現地確認報告は省略致します。整理番号1番、2番の現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第34号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第34号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定致します。(9時17分)

議長 次に議案第35号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

檜尾補佐 議案第35号農地法第5条の規定による許可申請について、内容の説明を致します。整理番号1番、2番につきましては、同一事業による事業者ですので、内容につきましては、一括で説明致します。整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡のうち〇〇㎡、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡のうち〇〇㎡、賃貸人は

榎尾補佐 田沢湖〇〇地区の〇〇さん。賃借人は角館町〇〇地区の〇〇です。整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡のうち〇〇㎡、賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は整理番号1番と同様に〇〇です。転用目的は砂利採取、転用理由につきましては、田床が砂利層のため砂利採取を行い、併せて田床改良を行うとのこと。備考欄に記載しておりますが、一時転用期間につきましては、令和元年〇〇月〇〇日から令和2年〇〇月〇〇日までとなっております。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を15番眞崎委員よりお願いします。

15番眞崎 《農地転用についての現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。整理番号1番、2番について、ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第35号農地法第5条の規定による許可申請については許可相当とすることにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第35号農地法第5条の規定による許可申請については許可相当とすることに決定します。(9時23分)

議長 次に議案第36号農地転用事業計画変更(事業期間延長)承認申請についてを上程します。説明をお願いします。

榎尾補佐 議案第36号農地転用事業計画変更(事業期間延長)承認申請について、内容の説明を致します。こちらの内容ですが、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で農地法第5条申請に対して許可を出している案件でございます。農地

榎尾補佐 の所在につきましては、角館町〇〇地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、事業計画者は株式会社〇〇 代表取締役 〇〇です。転用目的は農機具整備工場及び倉庫、営業所等でございます。転用期間につきましては、当初、平成30年〇〇月〇〇日から平成31年〇〇月〇〇日とありましたが、転用期間延長理由に記載しておりますとおり、当初想定より地盤が軟弱で工事に支障をきたすことから、基礎工事について検討を行い、工法の変更などを行った結果、当初計画より遅れたことから、期間延長の申し出に至ったとのこと。また資料には進捗率〇〇%となっております。但し、その進捗率は申請段階の数字でありまして、現在、工事担当者へ確認致しましたところ、進捗率は〇〇%を超えておるとのことです。そのため事務局としましては、期間延長について、令和元年〇〇月〇〇日から令和元年〇〇月〇〇日までの期間延長を承認頂きたい旨の申請であり、事務局としましては、工事につきまして現在は順調に進捗していることから、期間延長を認め、完成後に農地転用の完了届をもって転用完了と考えております。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を1番佐藤委員よりお願いします。

1番佐藤 《農地転用事業計画変更承認申請についての現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第36号農地転用事業計画変更(事業期間延長)承認申請については事業期間の延長を承認することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第36号については、事業期間の延長を承認

議長 することに決定します。(9時26分)

議長 次に議案第37号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。

《6番小玉委員退席》(9時27分)

議長 議案第37号整理番号1番について、事務局より説明をお願いします。

伊藤主事 整理番号1番について説明致します。農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。権利を移転する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、移転を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、備考欄に記載しておりますとおり、親子間の生前一括贈与の案件となります。説明は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。現地確認報告を12番鈴木委員よりお願いします。

12番鈴木 《整理番号1番についての現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第37号整理番号1番については、このとおり策定することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第37号整理番号1番については、このとおり策定することとします。利害関係者の復席を求めます。(9時30分)

《6番小玉委員復席》(9時30分)

議長 次に議案第37号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。

《7番佐藤委員退席》(9時31分)

議長 議案第37号整理番号2番から5番までを上程します。説明をお願いします。

伊藤主事 議案第37号整理番号2番から5番まで説明致します。整理番号2番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積は〇〇㎡、所有権移転の案件となります。権利を移転する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、権利を受ける者は西木町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、申請事由は贈与となります。

次に整理番号3番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。権利を移転する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、移転を受ける者は整理番号2番と同じく〇〇さんとなります。利用目的は田、申請事由は同じく贈与となります。

次に整理番号4番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。権利を移転する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、移転を受ける者は整理番号2番、3番と同じく〇〇さんとなります。利用目的は田、申請事由は整理番号5番と関連しますが、農地の交換による贈与となります。

次に整理番号5番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。権利を移転する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、移転を受けるものは同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、申請事由は農地の交換による贈与となります。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。それでは私から現地確認報告を致します。

17番藤村 《整理番号2番から5番についての現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見質問等ございませんか。

13番大石 整理番号4番、5番について質問です。交換案件についてですが、贈与
扱いでの申請はできないのでしょうか。

伊藤主事 交換移転・贈与のどちらでも問題はありませんが、贈与案件とした理由
としましては、申請者は2番、3番で贈与を受けておりますことと、交換
移転につきましては、売買としての税金の関連もあります。贈与と交換で
すので別計算の扱いになりますので、今回の場合は、あわせた形で贈与す
れば基礎控除額の枠内で行うことができると考えた次第です。

議 長 他にご意見質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議 長 無いようですので、議案第37号整理番号2番から5番について、適正
とすることにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議 長 異議無しと認めます。議案第37号整理番号2番から5番については、
適正と認めることに決定します。利害関係者の復席を求めます。

《7番佐藤委員復席》(9時42分)

議 長 同じく議案第37号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。

《15番眞崎委員》(9時42分)

議 長 議案第37号整理番号11番について内容の説明をお願いします。

伊藤主事 整理番号11番について、内容を説明致します。農地の所在は田沢湖○
○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、賃貸人は田沢湖○○
地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、
期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。前回
契約内容につきましては、備考欄に記載しております。説明は以上となり

伊藤主事 ます。

議 長 説明が終わりました。整理番号11番につきましては、更新案件となり
ますので、現地確認報告は省略致します。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議 長 無いようですので、議案第37号整理番号11番について、このとおり
策定することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議 長 異議無しと認めます。議案第37号整理番号11番については適正と認
めることに決定します。利害関係者の復席を求めます。

《15番眞崎委員復席》(9時45分)

議 長 議案第37号整理番号1番から5番及び11番を除き一括上程します。
より説明をお願いします。

伊藤主事 それでは整理番号1番から5及び11番を除き、内容説明を致します。

整理番号6番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○
○筆、合計面積○○㎡、賃貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は同
じく○○地区の○○さんです。新規賃貸借の案件となります。利用目的は
田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号7番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○
○筆、面積○○㎡、賃貸人は角館町○○地区の相続人代表者○○さん、賃
借人は角館町○○地区の○○さんです。新規賃貸借の案件となります。利
用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円とな
ります。

整理番号8番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○
○筆、合計面積○○㎡、賃貸人は西木町○○地区の○○さん、賃借人は同

伊藤主事 じく〇〇地区の〇〇さんです。新規賃貸借の案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号9番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は西木町〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。新規賃貸借の案件となります。利用目的は田、期間〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号10番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は相続人代表者〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。新規賃貸借の案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。また備考欄に記載しておりますが、こちらの案件は円滑化事業からの切替となります。

整理番号12番以降につきましては、農地中間管理事業の貸借案件となります。9月の農用地利用調整会議にて問題がなしとの判断をされている案件となりますので、説明は割愛させていただきます。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告をお願いします。整理番号6番、7番については、6番小玉委員よりお願いします。

6番小玉 《整理番号6番、7番について現地確認報告》

議長 次に整理番号8番、9番については、5番門脇委員よりお願いします。

5番門脇 《整理番号8番、9番について現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第37号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、整理番号1番から5番、11番を除いて適正と認めることに決定します。(9時55分)

議長 次に議案第38号仙北市空き家に付属した農地の指定解除申請についてを上程します。説明をお願いします。

樫尾補佐 それでは、議案第38号仙北市空き家に付属した農地の指定解除申請について、内容を説明致します。農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、申請人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。指定解除申請の理由としましては、空き家に付属した農地として平成〇〇年〇〇月〇〇日に指定された当該地番について、令和元年〇〇月総会において農地法第3条での所有権移転の許可申請がなされ、それを受けて申請人への名義変更が成されています。また登録申請時に耕作放棄地状態でありましたが、現在は解消されており、今後申請人により管理がなされると考えます。農地指定の解除を行わない場合は、そのまま指定がされ続けることとなることから、申請人より空き家に付属した農地の指定解除の申請がなされております。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を9番千葉委員よりお願いします。

9番千葉 《仙北市空き家に付属した農地の指定解除にかかる現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第38号仙北市空き家に付属した農地の指定解除申請について、指定解除することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第38号仙北市空き家に付属した農地の指定解除申請については、指定解除することとに決定します。(10時2分)

議長 予定されていた議案が終了しました。次に、協議・連絡事項に入ります。
協議内容としまして、農地の一時転用の内容変更について、事務局よりお願いします。

樫尾補佐 別添の資料をご覧ください。令和元年〇〇月に仙北指令農委第〇〇号にて許可しました砂利採取に伴う一時転用案件ですが、事業主から内容の変更について書類が提出されております。変更内容につきましては、掘削深を申請している〇〇mから〇〇mへ、採取数量について〇〇m³から〇〇m³へ変更したい旨、書類提出がされています。この変更に際して、周辺への安全対策はもちろんのこと、掘削深がより深くなることへの安全対策も十分にすることを条件として認めたいと考えております。またこの内容につきましては、秋田県にも相談はしております。よろしくお願いします。

浅利局長 《農業委員会大会提出議案について》

樫尾補佐 《仙北市関係行政機関に対する意見書について》

議長 意見書の提出につきましては、明日までよろしく申し上げます。

次に連絡事項になります。事務局よりお願いします。

浅利局長 今後の日程について

10月25日(金)農用地利用調整会議 9時～

(西木総合開発センター農林研修室)

10月26日(土)から27日(日)仙北市産業祭

(神代市民体育館)

11月1日(金)秋田県農業委員会大会

(大館市民文化会館)

11月8日(金)

第13回農業委員会総会 9時～(西木総合開発センター集会室)

農地利用パトロール推進会議 17時～(花葉館)

議長 協議・連絡事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、以上をもちまして令和元年12回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時15分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

令和元年10月4日

議長

署名員 15番

署名員 16番